

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2018

11

November



No.553

SCHEDULE 主要行事予定 平成 30 年 11 月～平成 31 年 1 月

11 月

2 日 (金) 一般不可

●駒岡支部幹事会

【場 所】重寿司

【時 間】18:00～

3 日 (土) 一般可

●市場支部バス研修会

【場 所】秩父・長瀬方面

【時 間】8:10～

5 日 (月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

6 日 (火) 一般可

●健康セミナー

【場 所】法人会会議室

【テーマ】「もしもの時にも困らない！

知っておきたい介護の基礎知識」

【時 間】17:00～

【講 師】沼田 裕樹 氏

(一社) 町田市介護サービスネットワーク理事

8 日 (木)～9 日 (金) 一般不可

●第 32 回全国青年の集い 岐阜大会

【場 所】長良川国際会議場 他

12 日 (月) 一般可

●街頭広報

【場 所】JR 鶴見駅東口・西口

【時 間】10:00～

12 日 (月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

13 日 (火)・14 日 (水) 一般不可

●生活習慣病検診

【場 所】ココファン横浜鶴見

【時 間】9:00～

13 日 (火) 一般不可

●納税表郵式

【場 所】キリンレセプションホール

【時 間】15:20～

14 日 (水) 一般可

●女性部会チャリティーバザー

【場 所】鶴見区役所前広場

【時 間】10:00～

14 日 (水) 一般可

●平成 30 年度第 36 回源泉所得税研修会第 4 講

【場 所】法人会会議室

【テーマ】給与所得者の年末調整事務

【時 間】15:00～17:00

15 日 (木) 一般可

●新設法人説明会

【場 所】鶴見税務署 1 階会議室

【時 間】13:30～

16 日 (金) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

16 日 (金) 一般可

●ほうじん劇場

【場 所】サルビアホール

【時 間】受付 17:00 開演 17:50

18 日 (日) 一般可

●鶴見旭支部バス研修会

【場 所】大宮・鉄道博物館、江戸東京博物館方面

【時 間】8:30～

25 日 (日) 一般可

●第 13 回トレジャーハンティング in つるみ

【場 所】東部総合職業技術校

【時 間】10:00～

12 月

3 日 (月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

4 日 (火) 一般不可

●矢向江ヶ崎支部幹事会

【場 所】吉はら

【時 間】18:00～

6 日 (木) 一般可

●平成 30 年度第 36 回源泉所得税研修会第 5 講

【場 所】法人会会議室

【テーマ】経済的利益・現物支給に対する源泉徴収

【時 間】15:00～17:00

11 日 (火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

14 日 (金) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

18 日 (火) 一般不可

●青年部会 12 月例会「望年会」

【場 所】レストランピアポート 2 階大ホール

【時 間】18:30～

1 月

6 日 (日) 一般可

●鶴見七福神めぐり

【場 所】熊野神社他

【時 間】9:45～

7 日 (月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

15 日 (火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

17 日 (木) 一般可

●法人会セミナー

【場 所】法人会会議室

【時 間】18:30～

【講 師】稲川 純一 氏

(対面営業戦略パートナー)

【演 題】「提案しない営業！

しゃべらない営業術！！」

23 日 (水) 一般不可

●平成 31 年新年賀詞交歓会

【場 所】崎陽軒本店

【時 間】18:00～

24 日 (木) 一般可

●新設法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

25 日 (金) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

Profile

法人名 (株)章夫商事

役職名 取締役会長

氏 名 長谷川 勝一 氏

続 柄 孫

氏 名 中島 桢吾 (ノア)

中島 詩乃 (シノ)

趣 味 海釣り

支 部 鶴見中央支部

撮影場所: (有)セントラルスタジオ



INDEX

税を考える週間行事予定	1
第35回法人会全国大会	2～3
事業Report	4～5
署からのお知らせ	6～7
日本政策金融公庫国民生活事業のご案内	8
新入会員紹介／会員増強のお願い／税務無料相談	
会員優待サービスブック	9
チャリティーバザー開催のお知らせ	
女性部会入会のご案内／青年部会入会のご案内	10

税を考える週間行事予定

11/12月 税の無料相談

日時 平成30年11月12日(月)
10:00～15:00
場所 鶴見区役所
主催 東京地方税理士会 鶴見支部

街頭広報

日時 平成30年11月12日(月)
10:00～
場所 JR鶴見駅周辺
共催 関係民間6団体
鶴見税務署
★各種パンフレット等配布

11/13火 納税表彰式

日時 平成30年11月13日(火)
受付14:10 開式15:20
場所 キリンビール(株)横浜工場
レセプションホール
主催 鶴見税務署

11/14水 チャリティー バザー

日時 平成30年11月14日(水)
10:00～
場所 鶴見区民文化祭会場
(鶴見区役所前広場)
主催 公益社団法人
鶴見法人会 女性部会

11/16金 ほうじん劇場

日時 平成30年11月16日(金)
開演17:50～
場所 サルビアホール
演目 落語、漫才等
主催 公益社団法人
鶴見法人会 事業委員会

会員増強キャンペーン

さあ、今こそ 一歩踏み出す 法人会

9月から12月までは、会員増強運動実施期間です。
お知り合いの方、ご近所の方に、声をおかけください。

(公社)鶴見法人会事務局 電話521-2531

第35回法人会全国大会（鳥取大会）

10月11日（木）

全法連主催の法人会全国大会が鳥取市の「とりぎん文化会館」にて開催され、当会から長谷川会長他7名が参加した。

この大会は「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場として毎年開催されるものです。第1部記念講演では、講師に株式会社大山どり 代表取締役 島原道範氏をお招きし、「大山どりの軌跡」～35歳、どん底からの挑戦～と題し、現在全国的にブランド化された「大山どり」の変遷についての講演、第2部記念式典では、全法連小林会長の主催者挨拶、藤井国税庁長官、平井鳥取県知事、羽場鳥取市副市長に続き、全法連柳田副会長による「平成31年度税制改正に関する提言」の説明並びに利根副会長より「大会宣言」の朗読がおこなわれ終了した。

平成31年度税制改正に関する提言

【基本的な課題】

I. 税・財政改革のあり方

1. 税制健全化に向けて

- (1) 2019年10月の消費税率10%引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のため不可欠であり、引き上げによる悪影響を緩和する環境整備は必要だが、バラマキ政策とならぬよう十分配慮すべきである。
- (2) 政府は、政策経費を2016年度から18年度の3年間に1.6兆円程度抑制し目標を達成した。2019年度からの3か年についても社会保障費の増加額を抑制する目安を示して、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は、国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では、安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 政府は、消費税率10%引き上げ時、軽減税率制度を予定しているが、これによる減収分については、恒久財源を確保する、必要がある。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、政府 日銀は、市場動向を踏まえた細心の政策運営が必要である。

2. 社会保障制度に対する基本的な考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。（診療報酬の見直し、ジェネリックの普及率80%の達成）
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護においては、給付水準の見直し、不正受給の防止など、厳格な運用
- (5) 少子化対策では、現金支給より保育所や学童保育等を整備するなど現物支給に重点を置くべきである。（企業主導型保育事業・安定財源の確保必要）
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果

等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できる様さらに実行性の高い対策をとるべきである。（「消費税還元セール」等の心象な検討）

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) 軽減税率制度の導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済の活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人税実効税率平均は25%、アジア主要10か国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため今後もさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特別15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。
- (2) 租税特別措置については、公平性、簡素化の観点から。政策目的を達したもののや適用件数の少ないものの廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新などの活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額原価償却資産の取得価格の取得の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業継承税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業継承税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業継承税制が必要である。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業継承が図れるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。（計画書の提出期限について配慮）

III. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、更なる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術蓄積づくりや人材育成等、実効性ある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。（さらなる市町村合併を推進し、合併ミットの追求）
- (3) 国比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を生かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化すると

ともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。

IV. 震災復興

今後の災害復興にあたっては、これまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

熊本地震についても、東日本大震災の対応も踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まなければならない。

V. その他

1. 租税環境の整備
2. 租税教育の充実

【科目別の具体的課題】

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
2. 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税の国民が能力に応じて適正に負担するべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については、累次の改正の影響を見極めながら、適正に負担すべきである。
- (3) 個人事業税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化はおこなうべきではない。
2. 贈与税は経済活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除額を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定なく据え置かれているため、大幅に引き上げるべきである。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一本化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ長期にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公正を欠く安易な課税は行うべきでない。なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在各府県で

導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することがないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税を行うべきでない。

その他

1. 配当に対して二重課税の見直し
2. 電子申告

平成31年度税制改正スローガン

- ・ 財政健全化は国家的課題
目標の早期達成に向けて全力を!
- ・ 少子高齢化の急速な進行は不可避
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- ・ 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
- ・ 中小企業は雇用の担い手
事業継承税制の改革は地方活性化のためにも重要!

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

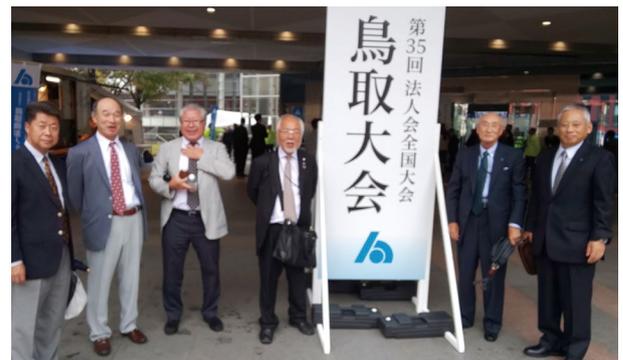
現在、わが国経済は、好調な企業実績などを背景に穏やかな拡大基調を続けているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策が各国との経済摩擦に発展しており、わが国にとって看過できないリスクとなっている。

財政の健全化は国家的課題である。消費税率引き上げの再延期に伴い、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立ち帰り、歳出・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業継承税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強くもとめるものである。創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成30年10月11日 全国法人会総連合全国大会



事業 Report

7月講師例会 7月31日(日) 青年部会

元プロサッカー選手(元Jリーガー)の波戸康広氏(横浜F・マリノス アンバサダー)をお呼びし『“夢”は人を成長させる』と題して“夢”を持つこと、そしてそれを達成するための努力の大切さをサッカーを通じての講演をいただいた。

初めにプロジェクターで当時のご本人のプレー等をスクリーンに映し出し講演がスタートした。そこからプロジェクターでフリップを映し出しながら自身の経験を元に、夢を持ったきっかけ、幼少期の辛い思い出、そこからどのように這い上がって行ったか、そしてプロになるまでどのような努力をしたかなどを子どもでも分かるように丁寧に講演頂いた。小学生の子どもたちも興味津々で、途中、波戸氏と上手に会話をしながら進められたことが、講演者(波戸さん)と会場が一体となるきっかけとなり、会場も大いに盛り上がった。そして参加者の皆さんの心に響いたとても素晴らしい講演だった。

講演終了後の質疑応答では、初めに質問した子へのサプライズプレゼントとしてマリノスのユニホームにその場でサインを描いて渡してもらった。それ以降5番目の質問者までマリノスのサイン入りユニホームをプレゼントがあり、会場は大変盛り上がった。

波戸氏の素晴らしい講演とサプライズプレゼントで大盛況の内に講演会は終了した。

講演終了後、波戸氏を中心に部会員全員と写真撮影をし、怪我もトラブルもなく無事7月講師例会を終了することができた。



8月スポーツ例会 8月21日(火) 青年部会

ボウリングを通じて青年部会員の親睦を図ることを目的として、スポーツ例会を開催した。2ゲームを実施し、青年部会とご来賓との対抗戦(各上位5名によるアベレージ)とした。また、青年部会におい

ては個人戦をおこなった。

ご来賓との対抗戦の勝敗は、6年ぶりに来賓チームが勝利を飾った。



源泉所得税研修会(第3講) 9月13日(木) 源泉部会

鶴見税務署の古屋上席調査官を講師にお迎えして、受講者15名が参加して、「非居住者の年末調整事務」についての研修会をおこなった。



県連女性部会連絡協議会セミナー 9月19日(水) 女性部会

新横浜国際ホテルにて「県連女性部会連絡協議会セミナー」が開催され、県内18法人会から約200名の女性部会員が集まり、本会女性部会からも8名が参加した。

第一部では特別講演として、料理研究家で料理学校長でもある浜内千波氏をお迎えし、演題は『健康で笑顔のある毎日は、食卓から』。食へのこだわりについて、野菜の大切さと栄養バランスを考えた献立、老化の原因の一つである活性酸素の除去に必要な食物繊維の必要性など、興味深い話を聴かせていただいた。

第二部は階を移しての懇親会で、県内他地区の女性部会の皆さんと交流を図るとともに、法人会ごとに記念撮影をおこなうなどした。



福利厚生制度推進連絡協議会 10月1日(月) 厚生委員会

ベストウエスタン横浜にて、平成30年度福利厚生制度推進連絡協議会を39名が参加し開催した。

福利厚生制度受託保険会社の大同生命保険(株)・AIG損害保険(株)・アメリカンファミリー生命保険会社3社より当法人会の同制度加入状況報告と今後の推進施策についての説明があった。



税務研修会 10月2日(火) 女性部会

当法人会会議室において19名が参加し開催した。

第1部は、鶴見税務署中村署長に「くらしを支える税」をテーマとし、短い時間の中にも今の日本の税について、また、ある一家族を例に相続についての講演をいただいた。

第2部では、来年度より導入される軽減税率を含めた税金クイズを、鶴見税務署幹部の方々のご協力のもと、和気あいあいとしたグループ討議の中回答を導きだしていった。



**平成30年度税制委員会セミナー
10月4日(木)
税制委員会**

箱根湯本「富士屋ホテル」にて開催され、当会から長谷川会長他5名が参加し、東京国税局課税第二部法人課税課実務指導専門官 雨宮純氏より「30年度税制改正のポイント」について説明があり、つづいて、県連税制委員長 齊木貴氏より「平成31年度税制改正提言について」要望事項の説明と、全法連税制委員会副会長長谷川勝一氏より、全法連税制委員会の審議状況が行われた。

また、特別講演に前衆議院議員 タリーズコーヒージャパン創業者 松田公太氏を講師に迎え「すべては一杯のコーヒーから」と題して講演が開催された。



**バス研修会
10月7日(日)
鶴見中央支部**

19名が参加し、房総半島を目指してバスは定刻通り出発した。日本で唯一雨水のみで耕作を行う天水田の大山千枚田を訪れ珍しい里山風景を眺めた。バスは一路海を目指し、鯛の浦日蓮上人ゆかりの誕生寺を参拝した。昼食後は昭和のディーゼル車であるいすみ鉄道ローカル線に乗り、しばし懐かしい雰囲気を感じた。昭和のディーゼル車です。最後は大多喜城に行き江戸創成期の一部を学んだ。



**消費税軽減税率制度説明会
10月9日(火)・16日(火)・25日(木)**

来年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、消費税軽減税率制度説明会を、講師に鶴見税務署法人第1部門審理上席 遠島達生氏 中小企業診断士 井川和美氏を迎え、鶴見中央コミュニティハウスにて開催した。受講者は、特にレジシステムの改修等に伴う補助金申請について、関心が高く真剣に聞き入っていた。



**鶴見西支部バス研修会
10月14日(日)
鶴見西支部**

鶴見西支部では、筑波・牛久方面のバス研修会を30名が参加し開催した。

JAXA筑波宇宙センターの見学ツアーを楽しみ、牛久シャトーにて昼食をとり、あみプレミアムアウトレットにて買物を楽しんだ。



**グリーン研修会
10月18日(木)
厚生委員会**

10月18日(木)秋のグリーン研修会を秋晴れの下、ニュー南総ゴルフ倶楽部で7組28名、が参加し開催した。優勝を目指しアウト、インに分かれてプレーがスタートした。バーディありOB、池ポチャありと悲喜こもごも。プレー終了後は表彰式&懇親会を行いプレーや成績を称え合い、懇親を深めた。優勝者は(株)トーヨー 遠藤一郎氏。

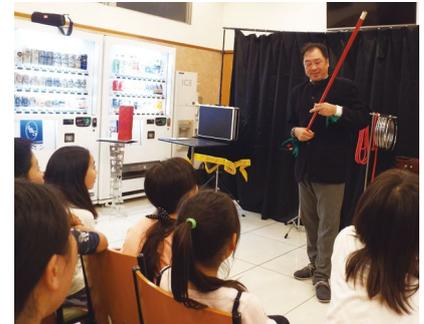


**第6回体験学習(はじめての出張)
10月21日(日)~22日(月)**

東横イン横浜鶴見駅東口にて、鶴見小学校4年生の生徒34名、校長先生他学校関係者7名、マジック関係1名、長谷川会長、遠藤副会、伊藤副会長他法人会関係10名の総勢56名で体験学習「はじめての出張」を開催した。

当日生徒達は、グループに分かれ、東横インの各店舗から応援に駆けつけた支配人が各グループのリーダーとなり、フロントの仕事や客室の設備の使い方を学び、その後、鶴見税務署の岩田第一統括官による税金クイズ、高岡英機氏によるマジックショーを楽しんだ。

翌日には、各グループリーダーより、はじめての出張受講証明書が生徒一人一人に手渡された。



平成31年（2019年）1月から

いつでもどこでも**スマホ**で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で**手続完結**

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**
(ICカードリーダライタ不要)
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要！**
(自宅で保管する必要があります)
- **申告書の控えは** PDF 形式で**スマホに保存！**

印刷も要らなくなるんだね。



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

IDパスワード方式で
e-Tax を利用するには



IDとパスワード を取得しよう

1 手続きに必要なものは？

運転免許証などの**本人確認書類**

2 どこで手続きできるの？

お近くの税務署

（勤務先近くの税務署でもできます）

3 いつ手続きすればいいの？

年内の手続きがお勧めです

詳しくは、**e-Tax ホームページ**をご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

🔍



鶴見税務署 045-521-7141

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

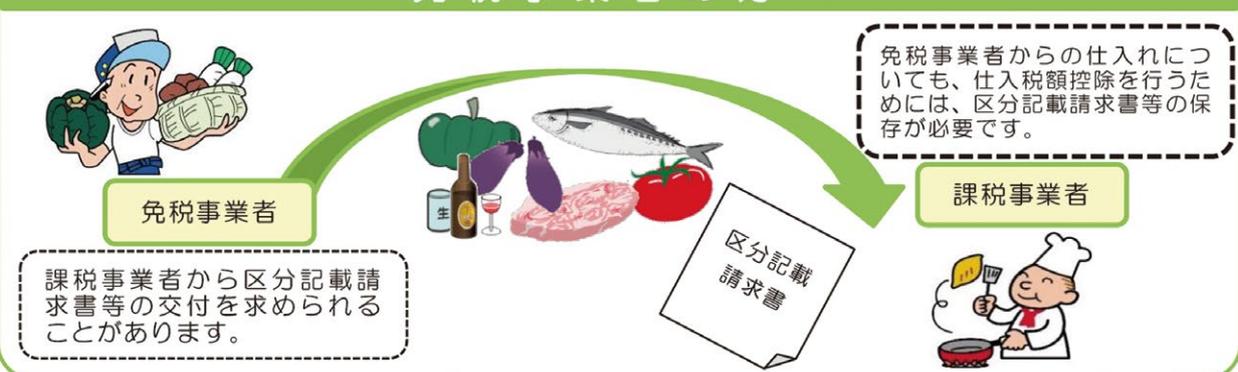
- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



〈平成30年7月〉国税庁

日本政策金融公庫 国民生活事業のご案内

わたしたちは、地域の皆さまのための
政策金融機関です。

日本公庫では、事業資金融資、国の教育ローンなどのほか、
経営に関する様々な情報を提供しています。



- セーフティネット
- ソーシャルビジネス
- 事業再生
- 創業
- 海外展開
- 事業承継

川崎支店（国民生活事業）又は専用相談ダイヤルにお気軽にご相談ください。

日本政策金融公庫川崎支店国民生活事業

TEL：044-211-1211



日本政策金融公庫
川崎支店

事業資金融資に関するご相談

事業資金相談ダイヤル

行こうよ！公庫

0120-154-505

平日9時～19時

※土日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

国の教育ローンに関するご相談

教育ローンコールセンター

ハローコール

0570-008656

平日9時～21時 土日9時～17時

※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

日本公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp/>

新入会員紹介

平成30年8月～平成30年9月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所	
		電話	業種	紹介者	
鶴見西		賛助会員	村上 敬子	岸谷1-26-3-401	
				574-3146	保険代理店
鶴見中央	(株)グッドウイン横浜支社	賛助会員	藤川 春樹	神奈川県栄町5-1 横浜クリエイションスクエア2F	
				620-5508	保険代理店
末吉	友山商事(株)	正会員	友山 誠一	梶山2-32-3	
				584-3779	不動産賃貸業
鶴見中央		賛助会員	須山 夏希	川崎市川崎区塩浜1-16-46-317	
					保険代理店
潮田	(株)Kホーム	賛助会員	飯川 潤也	川崎市幸区南幸町3-118-9	
				044-201-9715	建築業

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 平成30年11月21日(水)
平成31年1月16日(水)
- 時間 午後1時
- 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋・無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は 随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで <http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

緊急告知

会員優待サービスブック

2019年5月発行

鶴見法人会・神奈川・横浜南・戸塚・緑・川崎西
各法人会エリア 発行部数：18,000部

只今、会員優待サービス実施店募集中
無料で会員に紹介されます。

*ホットラインに同封された
会員優待サービスブック掲載申込書に
PR等必要事項記入の上、FAX で
写真1枚添えて(メールまたは郵送で)

*問い合わせは 公益社団法人 鶴見法人会
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1
TEL.045-521-2531 FAX.045-503-2051
E-mail hojinkai@tsurumi.or.jp

「会員優待カード」の提示で、全ての優待サービスをご利用できます！

サンプル

税を考える週間行事

チャリティーバザー開催のお知らせ

毎年ご好評いただいておりますチャリティーバザーを下記のとおり開催いたします。
ご寄贈いただける品がありましたら、事務局までご連絡ください。
また当日は、皆さまお誘いあわせの上、ぜひご来場ください。お待ちしております。

日時 平成30年11月14日(水)10時～14時
場所 鶴見区役所前広場(雨天決行)



女性部会入会のご案内

女性部会は、経営に携わる女性同士の情報交換の場として、又、税の知識や教養を高める研修会を催し活発な活動をしております。法人会会員会社の方ならどなたでも入会できます。
皆様のご入会を心からお待ち申し上げます。

新年度	入会金	3,600円
次年度	年会費	3,600円

青年部会入会のご案内

鶴見区内で会社経営をされている方または、幹部社員の方を対象とした会です。
男女を問わず年齢50歳未満の方であれば、どなたでも入会できます。
同世代の仲間が研修会、親睦交流等を通じて経営者としての資質向上を図るだけでなく、税の啓発を踏まえた地域貢献活動に取り組んでいます。

新年度	入会金	15,000円
次年度	年会費	15,000円

お問合せ 鶴見法人会事務局 TEL.045-521-2531